

ドイツにおける研究倫理への取り組み（2）

－ オンブズマン制度の検討を中心に －

Academic Integrity in Germany (2)

－ How the Ombudsman System Manages Academic Misconduct －

藤 井 基 貴

Motoki FUJII

（平成 26 年 10 月 2 日受理）

はじめに

2013年8月、相次ぐ研究不正行為（Academic Misconduct）への対応として文部科学省は「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、同年9月26日に「中間取りまとめ」を発表した。そこでは研究者や研究機関における自律的な取り組みの支援という基本方針に加えて、公的な第三者監視組織として「研究公正局（仮）」設置の検討についても提起された。同「取りまとめ」を受け、科学技術・学術政策局に設置された協力者会議において「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し及び運用改善について検討が重ねられ、2014年8月新たなガイドラインが発表されている。同ガイドラインは「研究活動における不正行為への対応は、研究者自らの規律や研究機関、科学コミュニティの自律に基づく自浄作業によるべきものである」という従来の提言を踏襲して、研究不正行為に対しては引き続き研究コミュニティによる自律的かつ積極的な取り組みを求めるとともに、研究機関に対して共同で責任を負うことを明記して対応の強化を促した。2013年の「中間とりまとめ」において言及された「研究公正局」の設置については、2013年の参議院において「質問主意書」が出されるなど関心が寄せられたが、2014年10月の時点で政府から公式な方針は示されていない。

研究不正行為への対応は各国の情勢・立場に応じてさまざまな仕組みが採用されており、それらは政府系機関、研究資金配分機関、学術団体、大学及び研究機関といった各レベルの取り組みの総体として特色づけられるものである。近年では一国の研究公正システムを総合的に捉える枠組みとして「国家研究公正システム（National Research Integrity System：NRIS）」という概念が専門家らの間で用いられており、各国のシステム比較・分析が進められている（松澤、2014a）。そのさきがけとなった「HALレポート」では「国家研究公正システム」を以下の三タイプに類型化した¹。

タイプ1：調査権限を有する、国として立法化された集権システム

タイプ2：「研究費配分機関や個々の機関とは異なる、監督のための法律によらない組織」からなるシステム

タイプ3：独立した研究公正監督組織やコンプライアンス機能がないシステム

一般的に研究公正システムは研究機関による自律的な取り組みと、国による監督という二層で構成されている。タイプ1のシステムは法的な調査権限を持つ研究公正局が存在し、研究機関への能動的な働きかけによって不正行為の抑制をはかるところに特徴を持つ。HALレポートはこれを「ポリス・パトロール」型システムと名付けた。これに対して、研究者や研究機関からの自主的な申告によって調査を開始する「ファイヤー・アラーム」型システムを採用しているのがタイプ2やタイプ3である。HALレポートの類型に従えば、国際的に早い段階から研究不正行為への対策を進めてきたアメリカがタイプ1に分類されるのに対して、後発の欧州の主要国の多くがタイプ2およびタイプ3に属していることが注目される（松澤、2014a）。また、同レポートで日本はタイプ3に分類されている。

本研究の目的は、タイプ2の代表格として知られるドイツの研究公正システムを検討し、日本におけるこれからの研究公正システムの制度設計について示唆を得るところにある。これまで日本の研究公正システムは主としてアメリカを参照しており、アメリカの取り組みについては多くの研究が蓄積されている。その一方で、ドイツに関しては情報が十分に整理・紹介されておらず、まとまった研究としては山崎（2002）、徳本（2006）、松澤（2014b）、藤井（2014）が挙げられるのみである。本論文においては国内外の先行研究の知見を整理・検討するとともに、近年のドイツ研究振興協会（Deutsche Forschungsgemeinschaft, DFG）による取り組みに関する考察（藤井・山本、2014）の続編として、同協会が設置する研究オンブズマン制度に注目し、その特徴や機能について分析を行う。分析にあたっては、国内外の関連文献に加えて、DFGおよび「ドイツ研究オンブズマン」事務局から提供された資料、現地でのインタビュー調査記録を基礎資料とした。

1 ドイツの研究公正システム

ドイツ連邦共和国の憲法である「基本法」5条3項は「学問、研究および教授の自由」を保障しており、ドイツの大学および各研究機関は高い自主性および自律性を保持している。また、各州には「文化高権」（Kulturhoheit）と呼ばれる権限が与えられており、教育制度に関する法律を州レベルで独自に定めることが認められている。そのため連邦政府が研究者や研究機関の在り方について一元的なシステムを構築することはそもそも難しい国情にある。加えて、ドイツの学術界では長きにわたって「不正行為はドイツには存在せず、アメリカに固有の現象である」と信じられてきたこともあり²、本格的な取り組みがスタートしたのは1990年代後半のこととなる。

きっかけとなったのがドイツ研究界の一大スキャンダルと言われる「ヘルマン・ブラッハ事件」であった。1997年、細胞成長に関する基礎医学の研究者ヘルマン（Friedhelm Herrmann）とその助手ブラッハ（Marion Brach）による共同研究において数々の実験事実の不正が明らかとなる。二人は1988年から1996年の間に37の論文を発表したのであるが、それらすべてにおいてデータの捏造、操作および偽造が繰り返されていた。同事件を受けて、ドイツ最大の研究資金配分機関であるDFGは、先行するアメリカやデンマークといった「タイプ1」型および「タイプ2」型のイギリスの国家研究公正システムを分析し、独自の研究公正システムの設立に着手した。1997年、DFGのもとに「学術研究におけるセルフ・コントロール委員会」が設置され、翌1998年には「学術研究の善き実践の確保」（*Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis*, DFG提言）と題された16の提言が発表された。

DFGは大学、研究機関、学術アカデミー、学術団体等によって構成される公益組織であり、その財源は連邦と16の州の公費からほぼ等分に拠出されている。ドイツには他に自前の研究施設も有するマックス・プランク協会（Max-Planck-Gesellschaft）、フラウンホーファ協会（Fraunhofer-Gesellschaft）、ヘルムホルツ協会（Helmholtz Gemeinschaft）、ライプニッツ協会（Leipniz Gemeinschaft）といった研究資金配分機関があるが、年間24億ユーロ以上を運用する予算規模は突出しており、研究コミュニティの自律性を重視したボトム・アップ型の組織としてヨーロッパ諸国のなかでも強力な影響力と独自の存在感を示している。2013年に行ったインタビューにおいてDFGの広報担当者が研究不正のガイドラインを示した「DFG提言」について「（ドイツにおいて）DFGが最初に公刊したことについては意義が見いだされる。最初に公刊するということは少なくとも先行したモデルとなるからである」（藤井・山本、2014）と回答しているように、現代ドイツにおける国家研究公正システムの構築はこれまでDFGが中心的なエージェントとなって推進されているとあってよい。

16項目からなる「DFG提言」においては、各研究機関が学術研究の善き実践に向けた規則を制定し、構成員に周知するとともに、その義務を負うことを定めており（提言2）、同規則を有する研究機関にのみ助成が認められることが明記されている（提言14）。また、研究に用いた一次データは10年間保管することも義務づけられており（提言7）、研究不正行為に対する手続きの明確化（提言8）、名誉オースーシップの禁止（提言11）も盛り込まれている。そして研究不正行為が疑われる場合に備えて各研究機関において予め「相談員」を決めておくことが定められている（提言5）。2013年に「DFG提言」を部分改訂した「補遺」においては「相談員」は「相談員（オンブズマン）」と加筆され、その存在が各研究機関において「周知される」ことまで求められている³。少し長くなるが以下「補遺」（2013年）の該当箇所をそのまま引用しておこう（下線部が新たに加筆された箇所となる）。

提言5 オンブズマン制度の強化

大学と研究施設は、学術研究の善き実践の問題や、予想される逸脱行為の問題の渦中にあるメンバーが相談できる、独立した信頼できる人物や相談員（オンブズマン）を予め決めておくべきである。大学と研究施設は、信頼できる人物や相談員（オンブズマン）が施設で周知されるよう配慮する。

解説

学術研究の善き実践の問題では、中立的で資格を有する相談員（あるいは適切に配員された委員会）が、大学と研究施設のメンバーに助言を与える。相談員はまた、逸脱行為についての不測の非難を内密に受け付け、必要な場合は責任あるしかるべき部署に引き渡す責務がある。さらに、相談員はその時々機関の研究者グループの出身であるべきである。

不正行為の回避という意味でも、本質的な機能のために、実績ある人格的に清廉潔白な人物を選び出し、その任務に応じた独立性を与えることが重要である。それゆえ、その任務には、利害衝突を避けるために、学長代理や学部長、またはある施設で他の管理職にある人物が就くべきではない。

地域の信頼できる人物や相談員（オンブズマン）は、職務を受任する際に大学や研究施設から必要な支援を受けるべきである。これには、ホームページや講義要綱においてオンブズ

マンについて告知することと並んで、オンブズマンの職務内容に関する支援や受け入れも数えられる。オンブズマン制度の機能改善のために、施設は信頼できる人物や相談員（オンブズマン）に対する負担軽減の可能性を考慮すべきである。利益相反の可能性を憂慮して、信頼できる人物や相談員（オンブズマン）の代理を常に指名すべきである。

大学あるいは施設の一員は、自分たちの問題を、通例他より好んで、面会できる程度の距離にある、地域の事情を知っている所轄部局に申し立てようとする。しかし、彼らがもし直接（以下提言16において提唱される）地域を超えた「ドイツ研究オンブズマン」への相談を望むならば、もちろんそれは認められる⁴。

ドイツの研究公正システムにおいては二種類のオンブズマンが存在している。一つは各研究機関に配置されているオンブズマンであり、通常「ローカル・オンブズマン」あるいは「オンブズパーソン」と呼ばれている。その総数は280名程度と推定される⁵。これに対して、相談者にとって同じ研究機関のオンブズマンに相談することが不都合に感じられる場合や、複数の研究機関をまたぐケースの場合はDFGによって設置された「ドイツ研究オンブズマン」が対応することとなる。「ドイツ研究オンブズマン」は人文・社会科学、生命科学、自然科学において傑出した業績を有する三名の研究者からなり、三年の任期をもって交替する。現在任期中のオンブズマンは「ウォルフガング・レーヴェル教授：ボン大学・法学」(Wolfgang Löwer)、「ブリジット・ヨクシュ教授：ブラウンシュヴァイク工科大学・細胞生物学」(Brigitte M. Jockusch)、「カタリーナ・アルシャマリ教授：オルデンプルク大学・化学」(Katharina Al-Shamery)の三名である。以下では「ドイツ研究オンブズマン」の機能や役割について整理しておく。

2 「ドイツ研究オンブズマン」の機能と役割

オンブズマン制度はドイツの研究公正システムの中核を担うものであり、1999年5月にDFGの「評議会」(Senat; Senate)によって設置された。評議会は39名から構成されており、DFGの学術面における施策決定機関である。39名の内訳は、36名が会員総会から選出され、残りの3名は大学長会議議長、学術アカデミー会議代表、マックス・プランク協会総裁が占める。DFGのもとに置かれたオンブズマンは当初「DFGオンブズマン」と呼ばれていたが、2010年にDFG内部におかれている「不正に関する調査委員会」(Ausschuss zur Untersuchung von Vorwürfen wissenschaftlichen Fehlverhaltens; Committee of Inquiry on Allegations of Scientific Misconduct)との区分を明確にするために「ドイツ研究オンブズマン」(Ombudsman für die Wissenschaft; German Research Ombudsman)へと改称された。

「不正に関する調査委員会」は「合同委員会」の分科会として設置され、調査機関としての役割を果たす。メンバーは合同委員会の中から人文科学、自然科学、ライフサイエンス、工学の領域から一名ずつ選出されている。「ドイツ研究オンブズマン」は、研究者が研究不正行為の嫌疑に関する申請を行った場合に、その助言者、支援者、また仲介者としての役割を担う。3名のオンブズマンの任命はDFGの評議会によって行われているが、「ドイツ研究オンブズマン」はDFGから独立した組織であり、DFGによる研究助成の如何にかかわらず、あらゆる研究者・研究機関の相談業務を請け負うことができる。「ドイツ研究オンブズマン」は秘匿性、平等、透明性の理念に基づき活動しており、審理は非公開で行われるとともに、すべての関係

者の同意が得られない限り関連する文書の公開もしていない。また、年間報告書を作成することが義務づけられており、報告書には相談件数、研究領域、相談の概要等について記載され、ホームページでも公開されている。ここ数年の報告書によれば年間の相談件数は60件前後で推移している。

「ドイツ研究オンブズマン」への研究不正行為に関する申し出は同組織のホームページにある「申請用紙」を用いて行われる。「申請用紙」は所定の形式にしたがって、所属や名前や具体的な状況について書き込むようになっており、提出後の流れについては末尾に以下のように記されている。

提出された書類を審理して「学術研究の善き実践」の規則違反の可能性があると思われる場合、私たち「ドイツ研究オンブズマン」は影響をうける人たちに対して問い合わせを行います。その場合は申請者への同意をかならず取り付けます。

提出された書類によって当該のケースについて十分はっきりとした情報が得られない場合は、オンブズマン委員会はさらなる説明を求めたり、問題解決を目指して関係者を招聘する場合があります。審理は修正しうる「学術研究の善き実践」の規則違反として結論付けられるばかりでなく、「ドイツ研究オンブズマン」に付託された権限において扱えないような事態であるという結論に達する可能性があります。

原則として、私たち「ドイツ研究オンブズマン」に送付されたあらゆる申請は厳重に秘匿されます。このことで申請内容に関わるあらゆる人々を保護します。そしてまた手続きは事実の解明に向けて進められます。私たち「ドイツ研究オンブズマン」は申請されたケースに直接的に関与しない人々を巻き込むことはしませんし、事務局での審議の内容をあらゆる第三者にも知らせません。私たち「ドイツ研究オンブズマン」は手続きのなかで当該ケースに関わるすべての人々の秘匿性を保ち、結論に達し次第、申請が可能な限り適正かつ十全に進められるようにします。

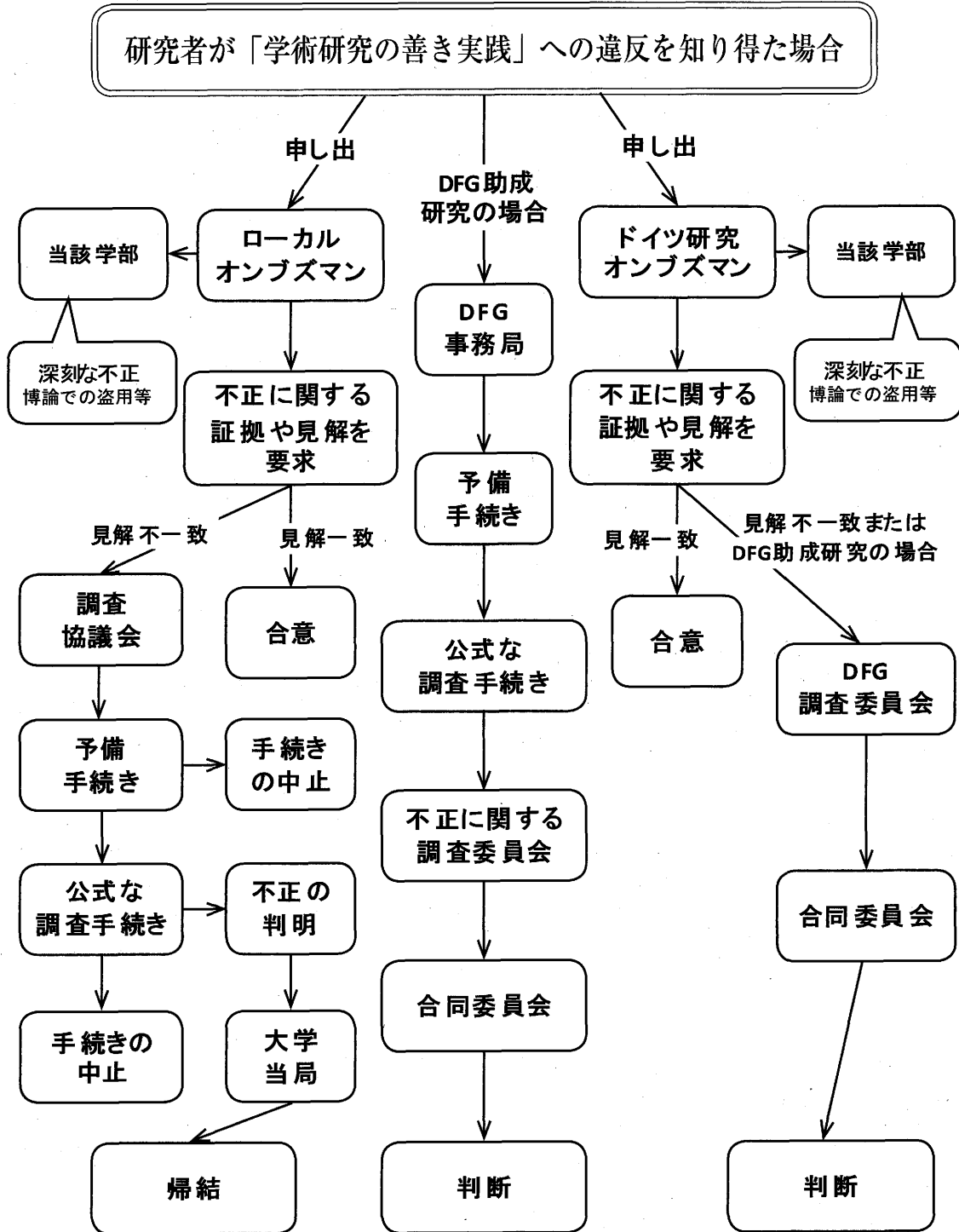
また、手続きは原則として予備調査と本調査の二段階方式をとっていることも特徴の一つである。手続きの流れは表1のようにまとめられる。表1にある「合同委員会」(Hauptausschuss; Joint Committee)はDFGの予算を立案する等の機能を持つ。73名の構成員のうち39名は評議会メンバーと兼任で、残りの34名は連邦政府および各州政府から16名ずつ、ドイツ学術振興寄付連盟から2名が入る。合同委員会における決定は研究者である評議会メンバーの意向が尊重されており、政府による影響力の行使は限定的・間接的なものとなっている。こうした点においても研究コミュニティの自律性を尊重する姿勢が認められる。併せて、ドイツ研究オンブズマンは研究機関における研修や研究不正を防止する啓発活動も行っている。

3 「ドイツ研究オンブズマン」事務局でのインタビュー

ボン大学に設置されている「ドイツ研究オンブズマン」事務局でのインタビュー調査は2014年9月11日(水)に実施した。インタビュイーは事務局の専門職員のA氏とB氏である。主たる質問とそれに対する回答の概要をQA方式で記す。

Q1 「近年のドイツにおける研究不正行為をめぐる状況はどのようなものか？」

表1 ドイツにおける研究不正行為の手続き⁶



A 1 「ここ数年の相談研修は60件前後で推移している。当初は10件前後であったので増えたということにはなる。具体的な内容はホームページで公開している。近年では論文の盗用、データの改ざんや捏造、著者性に関する問題が多いと感じている。また若い研究者への教育も重要な課題として認識している」

Q 2 「事務局の業務はどのようなものか」

A 2 「DFGから任命された3名のオンブズマンの仕事を支援する役割を果たしている。この組織は研究の自治に根ざした自助組織であり、タックスペイヤーからの信頼を損ねることがないように研究不正行為に関する報告書を毎年作成し、インターネットで公開している。」

Q 3 「昨年出された『DFG提言』の部分改訂である『補遺』についてどのような影響や反応があったか？」

A 3 「肯定的な側面としては1998年度の提言では対応できなくなっていたところが補われ、より完全なものとなったということがある。否定的な面としては規則が増えたことにより窮屈な印象を与えた点である。研究の世界に窮屈さはそぐわない。『補遺』が発表されて2、3ヶ月間は批判もあったが今はほとんどない。『補遺』に対する反応についてはDFGのほうが神経を使っており、自分たちはこれをどのように運用、現実のものとするかを課題として捉えている。」

Q 4 「研究不正行為に対して連邦政府や州政府はどのように関与しているのか？」

A 4 「そもそもDFGは政府の一部ではない。ドイツでは学問の自治が保証されているので研究不正行為に対しても政府は何もすることはできない。学問や研究の質を守るのは研究機関自体の責務である。州の一部にはバーデン＝ヴュルテンベルクのように州高等教育法で研究不正に関する項目を設けているところもあるが、それらは抽象的な記述に留まっており、具体的な内容は含まれてはいない。」

Q 5 「『ドイツ研究オンブズマン』と大学の『ローカル・オンブズマン』の関係は？」

A 5 「ボン大学にはドイツ研究オンブズマンの一人であるレーヴェル教授がいる。自分たちはレーヴェル教授のもとで専門職員として実務を担当している。オンブズマンの仕事は名誉職であり、給与が支払われている訳ではない。オンブズマンは極めて優れた現役の研究者がつとめることが重要であり、それが自分たち専門職員の仕事のしやすさにもつながっている。ボン大学にはローカル・オンブズマンとして法学者のシュトゥッケンベルク教授もいるが、日常的に同教授とコンタクトを取ったり、交流をしているわけではない。不正の内容によってローカル・オンブズマンに相談が持ち込まれる場合もあるし、私たちのところに持ち込まれる場合もある。それは相談内容や申請者の意向によるところが大きい。」

Q 6 「他の研究資金配分機関や他国の取り組みについてどのように受け止めているか？」

A 6 「他の研究資金配分機関や研究機関に対する要請を行ったわけではないが、多くが

『DFG提言』を参照にしている。提言を採択することを強制することはできないが、研究不正行為についてはDFGがオピニオン・リーダー的存在であることは確かである。また、ヨーロッパ諸国に対してもDFGは強い影響力を持っている。他国のシステムについてはデンマークがユニークな取り組みを進めている。研究不正に対する社会的関心の高いアメリカでもデンマークと同じようなシステムがある。」

Q 7 「内部告発や名誉オナーシップの問題はどのように考えているか？」

A 7 「これらはドイツで長く課題となってきた問題である。研究コミュニティにおいては名声や権威は極めて重要であるので、内部告発については誤認に基づくものであった場合を想定して、手続きは内密に進められる。もちろんマスコミにも公表しない。名誉オナーシップや著者性の問題については関係者を集めてヒアリングを行うことが重要だ。お互いの利害が一致し、不利益を被る人がいなければ問題は解決する」

Q 8 「研究不正行為の防止および処罰についての考えを聞かせてほしい」

A 8 「基本的に処罰よりも防止策のほうが重要であると考えている。処罰については不正行為の程度によるが、故意によるものには厳しく対処すべきだ。また、研究データが捏造されている場合は具体的な情報を公開する場合もある。」

おわりに

研究不正行為に対するドイツの要点はそのガバナンス思想に認められる。ドイツはこれまで研究者と研究機関の自律性の尊重、研究コミュニティの自浄能力への信頼のもとでシステムを構築してきた。法律による規制を極力避け、司令塔役を担うような研究公正局を設けることなく、もっぱら研究者および研究機関のセルフ・コントロールの向上と「学術研究の善き実践」の追求を基本原理としている。こうして研究コミュニティは研究活動の場を不断の自主努力によって保守するという学術風土を培い、若い研究者に対しても研究遂行能力だけでなく、研究姿勢や倫理観を育てる役割を担ってきた。また、システム運用のなかで重視されているのは研究者間、研究組織間の対話や議論である。オンブズマン制度は不正行為が疑われる事案に対して正式な調査の前段階としての「フィルターリング機能」を果たすだけでなく、当該関係者とのコミュニケーションを通して具体的なデータを集積し、システムをアップデートするための「アラーム機能」も備えているといえよう。

一方で、研究不正行為に対する取り組みはナショナルなレベルに留まらず、国際的な研究資金配分機関を中心とするグローバルなレベルへも展開をみせている。各国を代表する研究資金配分機関は国際的な会議を積極的に開催し、お互いに意見交換を重ね、有機的なネットワークを広げることで国家レベルをこえた国際共同研究への対応を急いでいる。本研究の今後の課題となるのはドイツの研究公正システムが他国に与えている影響、および研究資金配分機関による取り組みの成果や展望について分析を進めることである。これらの課題の解明については他日を期したい。

謝辞

本論文の作成にあたってはDFG日本代表部の長谷彩希さん、日本学術振興会ボン研究連絡

センターの小平桂一センター長および西崎由里子副センター長、未来工学研究所の依田達郎主任研究員、宮林正恭研究参与、理化学研究所の松澤孝明参事、ボン大学の安井正寛さん、中日新聞社の嶋崎史崇さんからご協力・ご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。

参考文献・関連文献

- 徳本広孝(2006)「研究者の不正行為とオンブズマン制度：ドイツの取り組み」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』2(3), 61-73頁.
- 藤井基貴・山本隆太(2014)「ドイツにおける研究倫理への取り組み(1)―『DFG提言』(1998)および『補遺』(2013)の検討を中心に」『教育学部研究報告(人文・社会・自然科学編)』第64号, 静岡大学教育学部編, 113-130頁.
- 藤井基貴・田中奈津子共訳(2014a)「ドイツ研究振興協会学術研究の善き実践の確保への提言―『学術研究におけるセルフ・コントロール』委員会の推奨」『知識基盤社会におけるアカデミック・インテグリティ保証に関する国際比較研究』科学研究費助成事業基盤研究(B)報告書(代表者:羽田貴史), 92-128頁.
- 藤井基貴・田中奈津子共訳(2014b)「ドイツ研究振興協会『学術研究の善き実践の確保への提言』の補遺」同上, 129-138頁.
- 松澤孝明(2014a)「諸外国における国家研究システム(1)―基本構造モデルと類型化の考え方」『情報管理』, vol. 56, no. 10, 697-711頁.
- 松澤孝明(2014b)「諸外国における国家研究システム(1)―特徴的な国家研究公正システムモデルの比較検討」『情報管理』, vol. 56, no. 11, 766-781頁.
- 松澤孝明(2014c)「諸外国における国家研究システム(1)―各国における研究不正の特徴と国家研究公正システム構築の論点」『情報管理』, vol. 56, no. 12, 852-870頁.
- 山崎茂明『科学者の不正行為―ねつ造・偽造・盗用』丸善, 2002年.

註

-
- ¹ Hickling Arthurs Low Corporation (HAL), "The State of Research Integrity and Misconduct Policies in Canada", October, 2009.
- ² 山崎茂明『科学者の不正行為―ねつ造・偽造・盗用』丸善, 2002年, 98頁.
- ³ Deutsche Forschungsgemeinschaft, Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis, 1998. 同提言の英語版についてもDFGのホームページより閲覧できる。「DFG提言」(1998)および「補遺」(2013)の全文翻訳については「参考文献・関連文献」欄の藤井・田中(2014aおよび2014b)を参照されたい。
- ⁴ 藤井・田中(2014b) 131-132頁。なお、一部訳出を修正している。
- ⁵ 松澤(2014b), 771頁。
- ⁶ 表1の作成にあたってはFrank van Bebber, Im Fadenkreuz der Wahrheit, "duz MAGAZIN" 2013及び、「ドイツ研究オンブズマン」事務局から提供された資料を参考にした。